

国際交流員派遣要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の小中学校、高等学校、各種団体等が実施する国際交流・国際理解促進事業等への国際交流員（山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課及び山形県国際交流センター配置）の派遣協力に係る必要な事項を定め、本県の多文化共生推進に資することを目的とする。

(派遣対象団体)

第2条 国際交流員の派遣対象団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内の小学校、中学校、高等学校等学校並びに他の教育機関
- (2) 県内の各種団体のうち山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課長（以下「多文化共生・国際交流推進課長」という。）が適当と認める団体。

(派遣対象事業)

第3条 国際交流員の派遣対象事業は、前条に定める派遣対象団体が行う次の事業とする。

- (1) 外国の文化及び生活の紹介のための講演等
- (2) 地域住民、児童生徒、学生の多文化共生理解のための交流活動への協力
- (3) 民間国際交流団体の事業活動に対する助言
- (4) 簡易な外国語日常会話指導
- (5) その他本県の多文化共生推進に資する業務

(派遣日時等)

第4条 国際交流員が派遣される日時は、原則として祝日、12月29日から12月31日及び1月1日から1月3日を除く火曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとする。

(申し込み)

第5条 国際交流員の派遣を受けようとする団体は、原則として派遣日の30日前までに派遣依頼書（様式第1号）を多文化共生・国際交流推進課長に提出しなければならない。

(派遣決定)

第6条 多文化共生・国際交流推進課長は、前条の申込みがあったときは、当該派遣依頼内容、国際交流員の業務予定等を勘案の上、その可否を決定する。

(活動報告)

第7条 派遣依頼団体は、当該事業の終了後10日以内に、活動報告書（様式第2号）を多文化共生・国際交流推進課長に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 派遣依頼団体は、国際交流員に対して謝金等の報償費は支給しないものとする。

2 派遣に伴う旅費については、派遣依頼団体の旅費支給規程等に従い、国際交流員に支給するものとする。ただし、旅費支給規程がない場合は、原則として山形県の基準に従うものとする。

3 その他材料費等の実費については、派遣依頼団体が負担するものとする。

(派遣の制限)

第9条 多文化共生・国際交流推進課長は、派遣依頼団体が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、国際交流員の派遣を承諾しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのあるとき
- (3) その他多文化共生・国際交流推進課長が適切でないと判断したとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は多文化共生・国際交流推進課長が別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成15年12月3日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月8日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。